

1 回「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」 議事概要

1. 日 時 平成 30 年 11 月 13 日 (火) 16:00～18:00
2. 場 所 中央合同庁舎 8 号館 7 階まち・ひと・しごと創生本部事務局会議室
3. 出席委員 (敬称略)
 - [有識者]
辻 琢也
 - [地方公共団体の実務者]
利川 智、長谷川 尚洋、我山 博章、秋葉 孝博、海老澤 督、眞木 伸浩
 - [国の実務者]
辻 庄市、中原 淳、島田 勝則、田伏 翔一 (高山 泰の代理)
4. 議 題
 - 検討会の趣旨、進め方等について
 - 地方創生推進交付金の概要
5. 議事経過
 - 地方創生推進交付金のあり方に関する検討会の趣旨、進め方、地方創生推進交付金の概要等について事務局から説明を行い、主に以下のような意見が述べられた。
 - (1) 申請要件の関係
 - ・申請時要件上、満たすことが一番難しいものが「自立性」。
 - ・「自立性」は制度の根幹でもあり、要件として求める内容を見直すにしても、具体的事例等とあわせた議論が必要。
 - ・申請要件のうち、「地域間連携」については、そもそも個々の自治体の置かれた環境が千差万別である以上、過度に求めれば、個別具体的な状況に即した施策を阻害しかねないことに配慮が必要。
 - ・少子高齢化等、近隣自治体で同様の課題を抱えている場合、広域で取り組むことで、スケールメリットを活かしつつ成果をあげられるものも存在。
 - ・近隣自治体だけではなく、都道府県との連携といった方法も有効。
 - ・交付上限額についての運用の緩和 (あくまで”目安”として運用できないか。)。
 - ・目安とは言ってもどこかで線引きは必要。
 - ・他省庁補助金の対象となるものでも、地方創生推進交付金で一括支援できると事務負担は軽減される。
 - ・一般的に、個別の補助金の方が手厚く、メニューも充実。
 - ・他省庁の個別の補助金の対象とならないところを補完し、事業の推進に横串を刺すことで、地方創生の政策効果を上げることが重要。
 - ・申請に係る全体の手続きの中で何を簡略化できるか、また、事業の一体性を確保できるかは重要。

(2) 交付対象経費の関係

- ・個人給付の中でも、フィールドワーク、お試し移住やインターンシップ等のための参加者の旅費など、地方創生の政策効果を考えた場合、交付対象経費として検討の余地があるものはある。
- ・平成 31 年度予算においては、東京圏から東京圏以外に移住し、就業又は起業した者に対して、移住に要する費用等を交付金で支援する仕組みを検討中。こうした新たな支援メニューとの兼ね合い等も含めて考えていくことが必要。
- ・ハード主体の事業が認められない運用に改善の余地はないか。
- ・ハードを建てることを目的とするのではなく、ハードをどのように使うのかという工夫が重要。地方創生推進交付金においては、ソフト事業と連携を図るハード事業について、最大で総事業費の 8 割未満の申請が可能。

(3) 事務手続きの関係

- ・増額変更申請の申請受付期間を拡大できないか。
- ・軽微変更時の際の報告書の記載内容を簡素化できないか。
- ・実務上の課題を踏まえた運用改善は重要。
- ・地域再生法に基づく法定交付金であることは理解するが、地域再生計画と地方創生推進交付金の申請書類の内容が重複しているので簡素化できないか。
- ・平成 28 年度から申請の事務簡素化は対応してきたところであり、今後とも努力したい。地域再生計画は法定のものであり、特例の根拠であることから、これをなくすことは困難。

(4) その他

- ・移住支援に関する事業の効果向上を図るため、国のホームページ等で地方自治体の移住支援事業を紹介するといったマッチングを行うことが効果的。
- ・取組みを支援する仕組みとして、地方においてマッチングサイトを作成することを想定。

○本日の議論を踏まえつつ、次回開催に向けて検討していくこととなった。

以上